

特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置について（素案）

1．特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の許可基準は、以下のとおりとする。

飼養又は保管が困難となった場合の措置が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。

2．従前より、基準としては明確になっていなかったものの、申請事項としては「様式上」これについても記載することになっていた。いくつかの自治体からこれまでの許可事例における記載事項についてヒアリングしたところ、その具体的な内容としては研究機関や動物園など他の許可施設への譲渡もしくは殺処分であった。こうした現状や動物の所有者としての責務等を踏まえ、上記基準を受けた具体的な判断指針として以下を通知で示すこととする。

#### (1) 譲渡

譲渡先について、予め具体的に確保されていること若しくは申請者が所属している団体等において譲渡先を探すための体制が整備されていること。

具体的には以下が想定される。

購入先と、返却あるいは譲渡先を探す等の協力関係が構築されている（そのことが契約上明確であればなおのぞましい）

所属団体において、譲渡先を探すための協力関係が構築されている。

具体的な譲渡先がある場合については特定動物の飼養保管実績があることがのぞましい。

#### (2) 殺処分

人の生命、身体等に対する侵害を防止する観点から、やむを得ないと判断される場合に限り、所有者の責任において殺処分を行うこと。その場合であっても、法第40条に基づき、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって殺処分すること。

なお、都道府県知事等は、申請者が殺処分と記載したときは、殺処分実施者の確保や殺処分方法の選定において具体的な計画の有無について確認するよう努めること。

#### (3) 経過措置

現に許可を受けている場合にあっては、可能な限り特定動物の飼養保管許可を受けた施設等の譲渡先を確保するよう努めること。

なお、継続して飼養している場合において、再許可時に具体的な譲渡先が確保できていない場合であって雌雄を飼育しており繁殖による増加の可能性がある場合については、繁殖制限措置を行うこと。

#### (4)留意事項

特定動物は人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物であり、逸走から事故につながった事例も踏まえ、許可にあたっては慎重な審査が求められること。飼養又は保管が困難となった場合の措置は、あくまで緊急避難として位置づけるべきものであり、原則的には、飼養者は終生飼養等の所有者責任を果たすべきであること。